

## 第1回 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定委員会 議事録

【日時】 令和2年11月6日（金）午後7時00分～10時00分

【場所】 市役所4階401会議室

【出席者】 岡田委員長（保健福祉部長）、内田副委員長（保健福祉部次長（子育て担当））、鶴間委員（保健福祉部次長（福祉担当）兼福祉事務所長）、告原委員（財務部次長）、奥田委員（保育・幼稚園課長）、北原委員（勝瀬保育園長）、八田委員（社会保険労務士）、諏訪委員（税理士）、鍛冶委員（元子ども・子育て会議委員長）、小島委員（保護者代表）、村松委員（保護者代表）

事務局：青野保育・幼稚園課主幹兼保育・幼稚園係長、保育・幼稚園課笹保育士、小柴副主幹、片山山根園長代理

【自己紹介】

【委員長あいさつ】

議題1 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者募集要項（案）について

【説明】

資料に沿ってご説明しました。

【議事】

委員

要項に、30年間以上安定的に運営することが応募資格として記載されていますが、30年間はハードルが高いのではないかと思います。事業者がそのように決意表明したとしても、根拠がありません。財務状況等から判断するしかないと思います。

土地は10年間無償貸与ですので、それ以上にはなるとしても、表現の検討が必要ではないでしょうか。

委員長

30年間以上安定的に運用という表現は難しいのではないかというご意見です。事務局から補足説明はありますか。

事務局

長期に渡りという意味合いで、30年間という表現としました。

委員

30年間という具体的な数値は、経営側はリスクがあるかもしれませんが、勝瀬保育園は市が運営している園であり、すぐにやめるのではなく、長く続

けてほしいと思っています。保護者や地域住民も思いは同じです。長期継続するという表現だけですと、人によって解釈も変わってきてしまいますが、30年間とすれば具体的な表現になります。また、30年間継続できるような条件を議論していければよいと考えています。

#### 委員

30年間の表現は私も引っ掛かっていますが、応募資格として30年間の運営なのでしょうか。下今泉保育園では指定管理ですが、今回は民営化です。事業者が30年間できると言っても担保できるのでしょうか。それで応募資格があると言われればあるということになりますが、その後の運営上の担保が弱いということになります。

民営化ですので、法人の園になります。民営化後もずっと行政の思うような運営を継続できるのでしょうか。園を運営していく上で、建替えも含めて事業者もそれぞれのカラーを出していきたいと思いますので、市の思惑と違うことも出てくるのではないかと思います。それを牽制できるのかということです。民営化ですので、行政の力が及ばなくなってしまうことを懸念しています。

#### 委員

事業者にリスクはあると思います。土地の譲渡の部分の有償貸与にすれば、市の関与が続きますので、30年間継続も可能になってくると思います。長期継続という表現だけで、売却ということになると、11年、12年でやめてもよいということになりかねません。30年間とすれば長期継続の誤解を与えないメッセージになると思います。

#### 委員

よりよい保育園となるように事業者選定したい、ということが皆様の共通認識だと思います。選考は厳しくするべきと思いますが、応募条件であり、事業者が将来計画を含めて検討することになりますので、30年間という制限があることで手が挙がらなくなってしまうと、マイナスになるのではないかと感じています。

#### 委員

市が土地を30年間貸与するのであれば可能だと思います。応募条件が厳しくなるということであれば、対象事業者を市外まで広げればよいのではないのでしょうか。

#### 委員長

30年間の表記をどのようにするかですが、皆様の思いは同じと思いますが、議論のポイントとして土地を貸与するのであれば良いのでは、との意見が出

ました。土地を譲渡するか貸与するかについては、今回の議題にもありますので、先にその議論をしたいと思います。

#### 委員

30年間の担保として土地を貸与とすることは良いと思いますが、建物を建てるのであれば、何の権利もない所に建物は建てられませんので、税務署が借地権を認定することになります。土地の時価総額の6割程度が借地権として認定課税されます。これは民間の話であり、行政の場合は変わるかも知れません。

権利がないところに建物を建てますと、事業者は税務署からあらぬ疑いをかけられる可能性があるということです。こういったことを整理する必要があります。市側はよいかもしれませんが、事業者側にリスクがあります。

#### 委員長

借地権につきましては、課題を事務局で整理して、次回議論したいと思います。

#### 委員

根本的な話になってしまうのですが、下今泉保育園では指定管理でしたが、勝瀬保育園はなぜ民営化なのでしょう。

#### 事務局

下今泉保育園は指定管理期間を挟んで、将来的に民営化という流れです。運営は民間事業者で、市との協定や保護者のアンケート等で運営水準を担保しています。指定管理期間中は公立保育園ではありますので、運営費は全額市の負担となります。民営化すれば、国1/2、県1/4の負担金が出てきますので、市の負担は軽くなります。

今回の勝瀬保育園の民営化では、指定管理ではなく、三者協議会で保護者や市の意見が担保できるようにしておりますので、初めから民営化とするものです。

#### 委員

保護者はそのことについて承知されているのでしょうか。

#### 事務局

保護者説明会を3回実施し、ご説明しております。

#### 委員

まだ結論は出ていないということでしょうか。

#### 委員長

今回の民営化についてですが、市の方針として決定したものを保護者に説明しております。令和4年4月の民営化スタートとしており、この場はそのための選定委員会となります。

次に応募資格に市外事業者も含めるかどうかについてですが、保護者アンケートも取っています。事務局案としては市内に限定していますが、フラットに議論したいと思います。

#### 委員

保護者アンケートの結果では、市外事業者も含める（市内に限る必要はない）という方が50%となっていますので、配慮する必要があると思います。

#### 委員

50%は大きいと思いましたが、その中でも市内事業者のみでは手が挙がらないのではないかと、という方や、このタイトなスケジュールで進めることから、最初からどこかの事業者に決まっているのではないかと、疑っている方もおられますので、そういう意味で市外を選択された方もおられるのではないかと思います。10年後の土地売却についてもその流れで疑いの目で見られていますので、先程の土地の話も係わってくることとなります。

#### 委員長

色々な理由があって市外が50%になっているのではないかとということですね。

#### 委員

保育園入園を検討した際に、市内の保育園を見て、勝瀬保育園を選んでいきます。今のままの勝瀬保育園が良いと思っていますので、市内の他の事業者から選ばれることにはあまり魅力を感じません。県内で他に勝瀬保育園のような園もあるかもしれませんので、そういったところを見てみたいです。

#### 委員

市外の事業者となった場合、市の土地を売却して大丈夫でしょうか、またコントロールはできるのでしょうか。市内であれば市の担当の方はコミュニケーションを取っており、保育内容も把握できていると思います。勝瀬保育園がどういう方針で保育を行っているかも理解されており、民間園では対応が難しかった子が転園された現状等もよく知っておられます。市外の事業者では、そういったことができるでしょうか。できることが減ってくるのではないかと思います。

委員

保護者アンケートでの50%は大きいと感じますが、1者2者しか手が挙がらないという不安があるのだと思います。最悪、1者であれば決めづらいということになります。この保護者アンケートと同時に市内事業者に意向調査を行ったと記載してあり、16事業者中6事業者に応募意向があるとなっていますが、保護者の皆様はこの情報を知る前に回答されているのでしょうか。

委員

保護者アンケートは、この市内事業者の意向を知る前に実施されています。6事業者意向があるという結果により、最初から事業者が決まっていたのではないかという疑いが晴れてくると、状況は変わってくると思います。

委員

市内事業者には市の考え方を説明していますか。また、スケジュールがタイトという話がありましたが、それは以前から説明しているから大丈夫ということでしょうか。

事務局

民営化の方針につきましては、市内事業者には、平成30年の段階で「公立保育園のあり方」を示しながら説明を行っています。今回の意向調査は保護者アンケートと同時に、本スケジュールを案として示しながら行ったものです。

委員長

このスケジュールで、6事業者の手が挙がっているということによいでしょうか。

事務局

そのとおりです。

委員

市内事業者で6者に意向があるとのですが、必ずしも6者の手が挙がるという保証はないのではないのでしょうか。もし選択肢が少ない状況で、嫌々選択することになるのは不本意ですので、選ぶからには納得した上で、最善の選択をしたいと思います。必ずしも6者が担保されているわけではないことを念頭においた方がよいと思います。

委員

一番大事なことは保護者の考えであり、エントリーが少ないのではないかという心配だと思います。今回、市として初めての民営化だと思いますので、

市内事業者の方が安全だと思います。

民営化しても手の届かない所にいくのが怖いと思いますので、下今泉保育園のように指定管理の形に切り替えることはできないのでしょうか。

アンケートを見ますと、保護者の考えはまだまとまっていないように見えます。選定委員として選定する段階に行っているのかどうか疑問です。

#### 委員

行政としては、今の段階から指定管理者制度に切り替えるということはなかなか難しいと思います。ただ、1者のみであれば、再度公募して範囲を広げるといった手はあります。要項にそういった内容を記載することも可能です。そうすることにより、複数から選定できることとなります。複数であればよいという訳ではないかもしれませんが、1者から選ぶということに不安を感じられているのではないかと、アンケート結果から感じましたので、一つの方法だと思います。

#### 委員長

論点は2つで、1者のみであればどうするかということ、市内市外をどうするかということです。また、選定において保護者の思いも重視したいということもあります。これらを踏まえまして、2回目の選定委員会までもう一度保護者の思いを確認したいと思うのですが、いかがでしょうか。

#### 委員

土地の貸与の条件等が係わってきますので、今の状態で保護者に聞いて有効な結論が出るのかどうか疑問です。

#### 委員

1者であれば再公募とすると、スケジュールには影響が出ます。仮に市内のみで公募した場合、市外に範囲を広げて再公募することになります。

#### 委員

応募の事業者数の議論になっていますが、元々は勝瀬保育園の保育の引継ぎができるかがポイントです。仮に応募が2者だったとしてもそれができない事業者であれば、例えば民間園が合わなくて転園して来た方が卒園までいられるかどうかという問題になってしまいます。事業者数、内容、両方が大事です。

#### 副委員長

内容につきましては、審査の中で、最低点の設定もあります。最低点を設定することで、1者でも審査を行うことになっていますが、これが不信感を招いているのであれば、対象を広げる等のやり方は一つの選択肢だと思います。

#### 委員

老人ホーム等では事業者が建物を建てて、運営のみを他社に任せるという例があります。このように土地、建物の権利付きではなく、運営のみを民営化するやり方もあります。ハコモノは市で所有とし、運営は民間ですので、指定管理に近いものになりますが。

#### 委員

保育事業だけではなく、海老名市行政全体で、民営化できるものは民営化を進めているところです。海老名市は人口や税収は伸びてはいますが、福祉にかかる費用はもっと伸びています。保育事業にかかる費用は10年前と比較すると3倍以上増加しており、20億円以上増加しています。10年で、一般会計が約70～80億円増えている中で、保育だけで20億円増えています。そのような中でも、保育園は入所保留者が減らず、需要が増えている状況です。保留者を減らすために新設園の整備を行っていますが、これによりまた費用は増えます。民間園であれば、国、県の負担がありますので、市の負担を減らすことができます。

選定委員会では民営化はベースとなっており、より良い事業者の選定を行うのがメインとなります。コロナ禍で市の歳入も20億落ちる厳しい状況ですので、どう対応していくかが現状の課題となっています。

#### 委員

市内事業者だけですと選択肢が少ないというリスクがあり、対象を広げ過ぎると、プレゼンがうまいだけのよく分からない事業者が出て来る可能性があります。折衷案として、普段からつながりのある近くの市町村に絞って市外も含めるのはどうでしょうか。

#### 委員

県央地区であれば行政間でのつながりがありますので、折衷案として、県央8市というやり方はあると思います。

#### 委員長

県央地区に対象を広げるという意見です。

#### 委員

市外事業者に土地を売却することになった場合、問題ないでしょうか。

#### 委員

基本的に問題はありません。

委員

現在の勝瀬保育園で働かれている保育士さん達が、継続して働かれることについて、市外の業者になった場合、ネガティブになるということはないでしょうか。

委員

正職員以外の職員につきましては、勝瀬保育園でそのまま働きたいという声はあります。ただし、事業主にもよるという声もあります。

委員長

アンケートで市内に限る必要がない方が50%となっている中で、市内に限定するのはいかがかということです。一方であまり広範囲にすると、いくつか懸念事項があります。

委員

これから募集要項を詰めていく中で、子どもたちにとってよい条件は働く方のやりがいにも繋がっていくと思われまますので、慎重に進めていければよいと思います。

事業者の範囲については折衷案しかないのではないのでしょうか。県内全体では広すぎるため、我々が見に行ける範囲内がよいと思います。

委員

私は保護者代表ではありますが、保護者の意見全てを把握できている訳ではありません。ですので、保護者アンケートに沿って対応してもらえるのはありがたいです。可能な限り保護者の意見を聞く場を設けていただければありがたいと思います。

委員長

事業者の応募資格の範囲は県央地区まで市外に対象を広げるということを含めて整理していきたいと思います、

それでは次に建替えだけでなく、リノベーションも認めるかどうかについて議論したいと思います。

委員

建替えの方が全ての施設が新しくなりますが、リノベーションの場合は費用が安く、工事の期間が短くて済むということでしょうか。

委員

そのとおりで、事業者側の負担が減ることになります。公共施設もリノベーションが主流で、長寿命化を図っています。事業者の考え方にもよると思

いますが、募集要項で選択肢を広げて応募しやすくするものです。当然、考え方を確認し、提案された内容がだめであれば審査の中でだめとなります。

副委員長

アンケートで建替えがよいとされている方は3割ですが、リノベーションの可能性を排除する必要はないと思います。

委員

私は、子どもの活動が広がるような提案をしてほしいと思っています。例えば屋上園庭や広い体育室等の新しい提案があるとよいと思います。

委員

事業者から直接聞きたい内容だと思います。事業者が提出する申請書に、子どもの活動の広がりについて、項目を追加し、記入してもらえればよいと思います。

委員

現在の募集要項でリノベーションを認めることになっていると思いますが、7ページに建替えに限るような表現がありますので、修正してください。

事務局

修正対応いたします。

委員

事業者の対象を県央地域に拡大する話がありましたが、社会福祉法人に限った方が安心できると、保護者の声があったと資料に記載があります。その点については制限しないということによろしいでしょうか。

委員

社会福祉法人に限るのは保護者の提案ですが、こういった背景での提案でしょうか。

委員

株式会社の場合、例えば土地を売却して戸建てにすれば、利益が上がりますので、そういったことを検討する可能性があります。そういった利益に係わらない社会福祉法人に限定したいということだと思います。

委員

株式会社か社会福祉法人で選ぶというよりは、保育の内容で選ぶことが本質だと思いますので、最初から条件を縛る必要はないと思います。対象事業

者を市外に広げるのも同じような考え方と思います。

委員

30年間の運営の話の時もありましたが、株式会社でも土地を売ってしまわないように、縛りを付ける等をした方が良いと思います。

委員

例えば、保育以外の異業種をメインでやっているような事業者で、いつ保育事業をやめるか分からない事業者を懸念してのことだと思います。

委員長

土地につきましては別途整理しますので、今の段階では社会福祉法人に限定はしないことにしたいと思います。

次に建替え工事を行う場合の、解体可能時期についてです。

副委員長

当初案のとおり、令和6年度までは現状のままでよいのではないのでしょうか。

委員

アンケートでも卒園後を希望する保護者が多くなっています。お子さんにとっても園の運営が変わる等の環境変化がある中、さらに馴染みの園舎が解体されるのはショックかもしれませんので、あまり急激な変化は考えず、前倒しはしない方がよいのではないのでしょうか。

リノベーションか建替えかもありますが、時期も含めて事業者の提案を元に、市、保護者と3者で協議していければよいと思います。

委員

募集要項に明記しなくても、協議で可能であれば、それがよいのではないのでしょうか。

委員

そのまま勝瀬保育園で卒園できるはずだった方たちに対して、途中で保育園が変わって、さらに負荷を掛けるようなことは避けてほしいと思います。

委員

現状の施設は古いですが、環境が変わる方が大きいと思います。

委員長

解体時期につきましては、当初案のとおりとさせていただきます。

委員

今の建物は売却するのだと思いますが、それが法人のものになって、それ以降の建替えを強制することはできるのでしょうか。所有権が発生しますので、そこまでの強制ができるのでしょうか。

売った段階で、法人内で決定するものであって、行政が口を挟めるものではなくなるのではないのでしょうか。

事務局

令和6年度までは建替えないようにするというのは、国の補助を受けていますので、建替えると国との約束違反が発生するという事です。その後につきましては、約束事として守ってもらいたいという事です。

委員

これは令和6年度以降どうするかという議論でしょうか。

委員長

解体を令和6年度よりも早めるかどうかという議論です。

委員

4年間は建替えないという縛りを入れるのは良いと思います。その後、法人としては建替えせずに、このまま行きたいという判断もあると思います。

委員

他の自治体の例でも、どれくらい拘束力があるかは分かりませんが、建替え前提の条件はあります。事業者を市内か市外に広げるかの議論がありましたが、市内の事業者であれば、市と話し合った内容について、法の拘束力が発生しない範囲でも、裏切るようなことはないのではないか、と思います。

委員長

これについては当初案のとおり、令和6年までは解体禁止といたします。次は園庭の面積についてです。現状を維持すべきかということです。

委員

勝瀬保育園の広い園庭は、園の大きな魅力の一つです。今年度はコロナ禍で、外へ散歩に行けませんでした。園庭や裏庭があることでストレスがありませんでした。入園を検討している見学者も、環境がよいと言ってくれます。

委員

公立保育園は基本的には園庭があり、よい条件です。この魅力を可能な限

り確保したいということは分かりますが、現状に近い広さで、等の言葉で表現するのがよいと思います。数字として縛ると厳しくなります。園東側の堀の問題で、園庭の一部が削られる可能性もあります。

例えば、屋上園庭のご提案もありましたが、園庭が広くなくてもお子さんにとっては魅力的という考え方もあるかもしれません。ですので、数字ではなく、言葉として、今の魅力を最大限生かすように、というような表現を入れてもらいたいと思います。

#### 委員

勝瀬エリアは近くに大きな公園がなく、公園へ散歩する際には入り組んだ交通量の多い道を通る必要があり、危険です。また、小さい公園はなくしていく方針という話もありますので、そういう意味でも広い園庭のスペースは確保してほしいと思います。数字で表記するのは難しいという話も分かりますが、数字で書かないと、事業者が地主になったときに土地を売却される可能性があります。事業者が土地を買い取り、建替えを行うためには、相当な資金が必要となりますので、園庭の一部を売却することは想定できます。そういう意味でも土地の売却は避けるようにしていただきたいです。

できるかは分かりませんが、園庭の一部を市で所有して公園のようにするのも手かもしれませんし、地域の防災拠点として面積を確保していただいても構いません。いずれにしても事業者も安心して園庭を確保できるようにしてもらいたいです。

#### 委員長

数字で面積を確保する表現にしますと、条件が厳しくなってしまうことを考慮して、現状の園庭と同程度を確保するという表現にすることといたします。

## 議題2 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者審査要領（案）について

### 【説明】

資料に沿ってご説明しました。

### 【議事】

#### 委員

審査要領上、失格となる最低点を6割に設定していますが、今の勝瀬保育園は100点だと思っているので、100点満点に対して60点でよいというのは低すぎると思います。

#### 委員

指定管理者の選定など、市のほかの審査でもおおむね同じような設定としています。資料の採点基準表のとおり、5点満点の場合、満点は取りにくく「期待どおり」で3点になるので、ちゃんとやっていたら100点満点で60点になります。その上は、優れていれば加点されていく作りです。

#### 委員

事業者が運営しているほかの保育園の見学については、点数に反映させられるのでしょうか。しっかり反映させたいと思います。

#### 事務局

プレゼンテーションだけで採点するのではなく、見学も含めて総合的に判断していただくことを想定しています。

#### 委員長

見学の後にプレゼンテーションというスケジュールでしょうか。

#### 事務局

そのように予定しています。

#### 委員長

委員外の保護者の方も見学できるので、その分の意見は保護者代表の委員で集約をお願いします。

#### 委員

審査のスケジュールが示されていますが、しっかりと審査するため、応募される事業者数によって柔軟に対応してもらいたいと思います。

委員

一部の保育園だけ見学して、その保育園のあらだけが見えるということでは不公平なので、やり方を検討していただきたいと思います。

委員

審査基準表の審査項目については、項目の間に配点の差もかなりあるようですが、事務局だけで作ったものなのではないでしょうか。保護者の方々の意見は反映させたものなのではないでしょうか。

事務局

審査項目については、保護者説明会でもお示ししている事項です。これまでの保護者説明会などのご意見を踏まえ、特に重視すべきだとの指摘があった部分については、配点も高くしています。

委員

審査要領については、これまでの保護者意見はおおむね網羅されていると思います。

委員

保育士の労働条件についても、選考も重要な要素であり、きちんとした働き方ができるのか審査しなければならないと思っています。

その観点から、審査項目の労働条件関係の配点が少ないのではないかと感じています。修正することはできるのでしょうか。

委員

労働条件に関する審査は、この審査要領では将来の園の運営について審査することになっています。現時点での法人の労務管理に対しても、審査をするようなこととしていただきたいです。

委員

そのような方向性として、事務局で案を提示してもらえませんか。

事務局

次回までに修正し提示します。

委員

審査基準表の3(2)「職員雇用計画及び労働条件」について、もう少し前向きな表現にできないでしょうか。「適法な労働条件を確保しているか。」では当たり前のことと思うので、「働きがいのある～」などとした方がよいのではないのでしょうか。

委員

配点についても見直しをお願いしたいと思います。

委員

配点については、あちらを立てればこちらが立たずという状態になってしまおうとは思いますが、配点が5点と低い部分は、軽んじられてしまうと思います。行政の持ち点で加点したり、よい評価のときに加点したりするような制度はできないでしょうか。

委員長

行政の持ち点という考え方はありません。配点や、評価項目の細分化などについては、事務局で検討してもらえますか。

事務局

再度検討します。

委員

審査基準表の3（2）「職員雇用計画及び労働条件」や4（5）「現在勝瀬保育園に勤務している者の採用計画」については、未来の内容を評価することになるかと思えます。言うは易しということもあるので、現時点での事業者の労働環境を判定する基準もほしいと思えます。

2（3）「民営化後の園舎建て替え計画」や（4）「民営化後の敷地の利用計画」の配点も論点となっている割には低く、重視されていない印象です。見直しをお願いします。

委員

採点基準表で、「期待どおり」は3点です。審査基準表で最低点を設定している項目は、少なくとも「期待どおり」以上であってほしいと思うので、20点満点なら12点を最低点にするなど、見直しをお願いしたいと思います。

委員

保護者代表委員以外の保護者にも審査の点数を持たせるなど、保護者が応募した園の見学に行けるだけでなく、意思表示の場を設けていただきたいと思えます。

委員長

審査については、保護者の意見は保護者代表委員を通じて反映させるようお願いいたします。保護者のみなさんの意見の吸い上げについては、必要に応じて事務局で支援させていただきます。

## 委員

事業者が提出する申請用紙について、「障がいのある児童への対応」の項目が、あっさりし過ぎており、通り一遍の記載しか望めないのではないかと思います。きちんと審査するために、事業者の記述を引き出すような設問にしてほしいと思います。「児童虐待防止のための取組」なども同様です。現状での対応状況や実践したいことなど、事業者が記載しやすい設定をお願いします。

## 委員

設問については、漠然とした内容のままだでも、きちんと記載しなければ事業者はそこを軽視していると判断してもいいと思います。

申請書の添付書類として、「過去3年間（平成29年度～平成31年度）の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支決算書」などとありますが、これで判定できるものなのでしょうか。

## 委員

事業者の財務状況を判定するものとして、安定性を測る「資金量」と、口だけでなく実際に事業を実施するだけの体制を持っているかを測る「運動量」を調べるためには、これで問題ないと思います。この書類で分からないのは、募集要項の意向に沿った事業を展開する能力があるかどうかということなので、それはほかの方法で判定する必要があると思います。

## 委員長

どこまで書き込むかということは議論もあるとは思いますが、あまりにも漠然とした設問は整理したほうがよいと思いますので、他の事例も踏まえて、事務局で修正をお願いします。

## 委員

「職員の労働条件の設定についての考え方」という項目については、どのように評価すべきか難しいのではないのでしょうか。

## 委員

労働条件を審査するにあたり、賃金は重要な要素になると思いますが、移行する職員は非常勤が主だとすると、時給ではどの事業者でもそれほどの差異はないと思います。一方で、残業時間の多寡については、一定の目安になると思います。労働条件の審査については、常勤の職員も含むのでしょうか。

## 事務局

含めていただきたいと考えています。

#### 委員

そうすると園長の賃金はいくらか、などの個別の人事に立ち入ることになってきてしまうので、あまり立ち入らない方がよいと思います。非常勤の職員はどれくらいが新事業者に移行する見込みなのでしょうか。

#### 事務局

正規の職員はほかの公立保育園に異動することになるかと思いますが、非正規の職員が新事業者に移行する対象となるかと思いますが。保護者の安心のためにも、可能な限り移行してほしいと思っておりますが、本人の意向にもよってきます。

#### 委員長

それでは、審査要領、審査基準につきまして、修正をさせていただき、次回もう一度ご提示をさせていただき、協議の上、決定いたします。

そのほか何かございますか。

ないようですので本日の議事は以上となります。長時間ありがとうございました。